

令和7年度 目黒区立碑小学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

目黒区立碑小学校「学校いじめ防止基本方針」は、学校におけるいじめの問題を克服し、児童の個人の尊厳を重んじ、児童同士が互いの人権を尊重し合うという目的の下、目黒区、学校、保護者、区民等及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及び目黒区いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めるものである。

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの禁止

いじめは、重大な人権侵害であるとともに絶対に許されない行為であり、全ての児童等はいかなる理由があっても、いじめを行ってはならない。（目黒区いじめ防止対策推進条例 第4条）

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命を重大な危険におとしいれたり、その心に深い傷を残したりするものである。また、いじめは、どの学校においても、どの学級においても、どの児童においても起こり得るものとの認識に立ち、学校は日常的にいじめ防止等に主体的に取り組み、関係諸機関と連携を図る必要がある。

以上のことを踏まえて、次の理念に基づき、いじめの防止等に取り組む。

- ア 児童が安心して生活し、学ぶことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- イ 児童がいじめの防止等のために主体的に行動できるよう、いじめの問題に関する児童の理解を深める。
- ウ 区、学校、保護者、区民等及び関係機関は、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるため、それぞれの責務を果たし、相互に連携していじめの防止等に取り組む。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

Ⅰ 「学校いじめ対策委員会」の設置

学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等の対策についての組織としての「学校いじめ対策委員会」を設置する。学校いじめ対策委員会は毎月1回、定期開催とする。(日にちについてはSCと相談して決める。)状況に応じて検討事項を決めるものとする。学校いじめ対策委員会は、いじめ対策について意思決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための中核的役割を果たす。

学校だけでは対応しきれない場合は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置する。

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成員

主たる構成員は、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、スクールカウンセラーとする。対応内容等に応じて、関係学年主任、関係教職員を加える。

(2) 「学校いじめ対策委員会」の役割

学校いじめ対策委員会は、自校におけるいじめの防止等の対策について、全ての教職員が一致団結して組織的に対応できるよう、次に掲げる事項等について調査・検討を行うものとする。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間指導計画の作成

イ 具体的で実効性のある校内研修の企画

ウ 実態把握及び情報収集

エ いじめが生じた際の指導や支援の体制・対応方針の作成

オ いじめ事案に関する事実関係の調査

カ 再発防止に向けた取組の実施

なお、当該組織は、学校基本方針の策定及び見直し、計画した取組の進捗状況のチェック、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証する。

(3) 学校サポートチームの構成員

学校サポートチームは、警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生委員、児童委員、主任児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

(4) 「拡大学校いじめ対策委員会」の構成員

主たる構成員は、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、スクールカウンセラー、対応内容等に応じて、当該学年担任や学年主任、対応に当たって必要な分掌の担当者を加える。

(5) 「拡大学校いじめ対策委員会」の役割

拡大学校いじめ対策委員会は、自校におけるいじめの防止等に関する関係機関との連携強化を図り、いじめ事案が生じた場合に、学校いじめ対策委員会の調査報告を受けて、必要に応じていじめ防止の対応について協議する。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止

- ア 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権プログラム(学校教育編)」「目黒区立学校・園いじめ問題対策」などを活用したセルフチェックや校内研修の実施を通じた教員の資質向上
 - ・職員会議、職員打ち合わせ(夕会)等の時間に定期的に実施する。
- イ 人権教育や道徳教育の充実による思いやりの心、生命・人権を大切にする態度の育成
 - ・ふれあい月間(6、11、2月)において、「思いやり」「友情」等をテーマとしたいじめに関する道徳の授業を実施する。
- ウ 授業改善プランの作成・実施を通じた丁寧で分かりやすい授業の実践
 - ・全ての児童が参加・活躍できる「分かる授業」づくりを推進する。
 - ・特別支援教育的な観点から学習環境を見直し、児童が落ち着いて学習に取り組むことができる環境の整備を行う。
 - ・目黒区学力調査結果を踏まえ、授業改善プランを作成し、年間を通して児童の実態に合わせた重点的指導を行う。
- エ 言語活動、体験活動等を通じたコミュニケーション能力の育成
 - ・問題解決型学習を行い、言語活動の充実を図る。
 - ・いじめ防止のための「学習プログラム」(平成29年2月東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】下巻[実践プログラム編])を実施する。
- オ 学校行事・学級経営の充実による望ましい集団活動の実施
- カ 学級活動(係活動や班活動等)の充実による望ましい人間関係の構築に向けた支援
- キ 縦割り班等の異年齢集団による体験活動や遊び等の活動の充実
 - ・くすのき班による活動を実施する。
- ク いじめについて、児童が主体的に考えるいじめの未然防止等の活動の充実
 - ・いじめ防止のための学習プログラムを通年で実施する。
 - ・いじめ防止に向けた行動宣言を児童一人ひとりが行い、実行していく取組を行う。
- ケ 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組の充実
 - ・代表学年(5年生)の提案により、全学級でいじめ問題について話し合う時間を設ける。
 - ・代表学年(5年生)の全児童がいじめ問題を考えるめぐろ子ども会議に参加する。
 - ・子ども会議の報告を受け、全児童は行動宣言の見直しを行う。
- コ 児童会や地域等の主催によるあいさつ運動の実施・充実
 - ・ふれあい月間の取組として、第七中学校区全体であいさつ運動を行う。

(2) いじめの早期発見

- ア 定期的なアンケート調査の実施
 - ・年2回以上の記名によるアンケート調査及び年1回以上の無記名による調査を行う。
- イ 定期的な個別面談の実施
- ウ 全教員による校内巡回等を通じた児童の観察
- エ 学校だよりや保護者会の積極的活用

オ 保護者への支援・助言

カ 児童館、学童クラブ及びランドセルひろばとの連携

(3) いじめへの対処

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを前提として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、警察等の関係機関との連携の下、速やかに次のような対応に取り組む。

ア いじめを受けた児童に対する事情や心情の聴取及び児童の状態に合わせた継続的なケア

イ いじめを行った児童に対する事情や心情の聴取及び再発防止に向けての継続的な指導及び支援

ウ いじめの実態調査等を踏まえた、いじめの実態把握

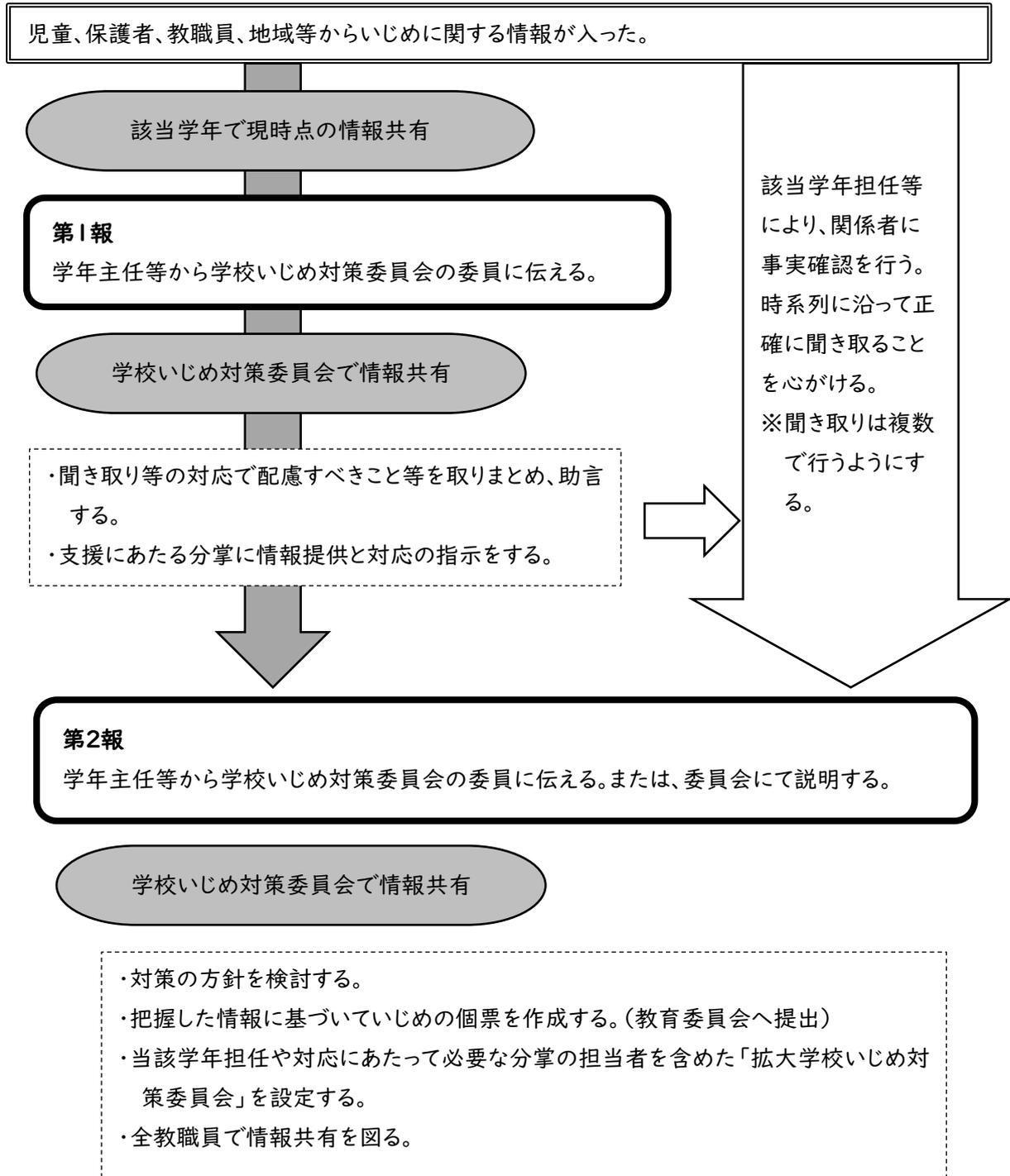
エ いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等の警察への相談・通報、連携

オ いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づくいじめの解決のための適切な対応方針の決定と情報の共有、教職員の役割分担の明確化

カ 把握した情報に基づいた「いじめに関する児童・生徒の記録(個票)」「学級ごとのいじめ把握・報告票」の作成と教育委員会への提出及び連携

キ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童への定期的なカウンセリング等の継続的な支援と見守り

<初期対応について>



※これ以降は、拡大学校いじめ対策委員会を中心に対応していく。

※重大事態への対応は別途記載のとおりとする。

(4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童又は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間に何らかのトラブルが生じた際に、その事実を表現することが困難な場合がある。

このような児童に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し、解消を図ったりするために、全教職員による支援体制を構築する。また、当該児童に係る情報を生活指導全体会等の機会に全教職員で共有する。

いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育を推進する観点から、次の点を意識し、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を実施する。

ア 交流学級担任と特別支援学級担任（特別支援教室）の連携

イ 教職員の目の行き届く見守り体制づくり

ウ 当該児童に係る情報を全教職員で共有

(5) SNSを通じて行われているいじめへの対応

ア 全教職員でSNSを利用する中での危険性やトラブルに関する情報モラル教育の実施

イ 児童・生徒、保護者、地域への啓発に努め、SNSを使ったいじめの未然防止を図る。

ウ 保護者会や家庭教育学級の研修会等を活用したSNSを利用する中での危険性やトラブルに関する家庭への啓発

エ SNSを通じて行われたいじめを認知した場合の迅速な対応及び関係機関との連携

(6) 年間計画の作成 ※予定を含む。学校いじめ対策委員会は定期開催とする。

	児童	教職員	保護者等	留意事項等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き ・学級目標作成 ・いじめ防止のための学習プログラム① 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童情報の引き継ぎ ・学習環境整備確認 ・学校いじめ防止基本方針の確認 ・小・中連携の日 ・特設部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会(全) ・PTA総会 ・SCの周知 ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に校長や担任からいじめを許さない学校・学級づくりについて講話をする。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・SCによる全員面談(5年) ・運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業観察 ・授業研究 ・特設部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・全員面談については、SCとの連携と情報共有に努める。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・SCによる全員面談(5年) ・セーフティ教室の実施(6年) ・「ふれあい月間」の実施 ・調査アンケートの実施(記名) ・「STOP!いじめ 私の行動宣言」の決定 ・「思いやり」等の道徳の授業 ・七中校区あいさつ週間の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修会の実施 ・生活指導全体会 ・授業研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・保護者会(6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導全体会を通して児童理解に努める。

7月	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室の実施(1年) ・セーフティ教室の実施(5年) ・サマーサポート ・自然宿泊体験教室(6年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究 ・特設部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会(1・5年) ・学校だより ・個別面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動の状況について総点検を行い、現状を把握する。
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業明けの児童の様子を把握する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然宿泊体験教室(5年) ・調査アンケートの実施(無記名) ・セーフティ教室の実施(2・3・4年) ・いじめ防止のための学習プログラム② ・自然宿泊体験教室(4くみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中連携の日 ・授業研究 ・授業観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会(2・3・4年・4くみ) ・学校だより ・地域教育懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ発見のチェックシート」等を活用して児童の様子を把握する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「思いやり」等の道徳の授業 ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議へ向けての話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業地区公開講座の実施 ・特設部会 ・授業研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる授業を計画する。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい月間」の実施 ・調査アンケートの実施(記名) ・七中校区あいさつ週間の実施 ・人権啓発標語の作成(5年以上) ・学芸会 ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議へ向けての話し合い 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究 ・特設部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ週間の取組を通して児童の望ましい人間関係の形成を図る。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施(5年) ・いじめ防止のための学習プログラム③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・個別面談 ・地域教育懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止等のために児童が主体的に行動できるように、子ども会議の意見交流会の結果を共有する場を設定する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業観察 ・特設部会 ・小・中連携の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会議の報告を受け、行動宣言の見直しを行う。 ・長期休業明けの児童の様子を把握する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「思いやり」等の道徳の授業 ・いじめ防止のための学習プログラム④ ・碑フェスタ ・6年生を送る会の実施 ・くすのきお別れ会 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・地域教育懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの理解と認識を深め、行動に移す実践力を養うためにいじめ防止のための学習プログラムを活用する。

3月		・引き継ぎ事項のまとめ ・中学校への引き継ぎ	・保護者会(全) ・学校だより	・今年度の成果と課題を 教職員で共有する。
通年	・くすのき班活動 ・委員会活動 ・情報モラルに関する授業の実施	・学校いじめ対策委員 会の開催		

Ⅲ 重大事態への対応

1 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、次のような事態をいう。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められる場合

「児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童・生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合が想定される。

- ア 児童・生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合
- オ その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

- ア 相当な期間とは年間30日を目安とする。
- イ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

2 重大事態の報告

児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

- (1) 校長は、教育委員会事務局教育指導課に報告する。
- (2) 学校いじめ対策委員会は、いじめに関する情報の収集と記録、共有を組織的に行う。また、調査結果を教育委員会事務局教育指導課に報告する。
- (3) 調査結果を踏まえ、教育委員会事務局教育指導課の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

3 重大事態の調査結果の報告を受けた区長による再調査及び措置

(1) 再調査

ア 重大事故の調査結果報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、区長は再調査を実施する。

イ いじめを受けた児童や保護者に対して、適時・適切な方法により再調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 「目黒区いじめ問題再調査委員会」の設置

- ア 再調査を実施する機関として「目黒区いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という）を設置することができる。
- イ 再調査委員会は当該調査の公平性・中立性を図るため、目黒区教育委員会いじめ問題対策委員会以外の者で、専門的な知識を有する弁護士や精神科医又は心理士、学識経験者、福祉の専門家等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者により構成する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ア 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事等の派遣及び心理・福祉の専門家や警察関係者等の外部専門家の追加配置等の必要な措置を行う。
- イ 再調査を行った場合は、区長はその結果を区議会へ報告する。